

社会保険

Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol.7

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。  
 今回は2022年1月から改正される  
 傷病手当金の支給期間についてです。



城間先生

Q

2022年1月から病気に  
 より欠勤する従業員が  
 います。この場合、傷  
 病手当金はいつまで  
 もらえるのでしょうか？



事務担当者

A

支給期間は、同一の疾病（関連するものを含む）につき、支給開始日から最長1年6か月間としています。これまでは支給開始から1年6か月を通算して終了としていましたが、今回の改正で、出勤・欠勤を繰り返している場合でも、**支給期間**を通算して1年6か月分までの支給期間（延長される期限の限度はなし）となりました。

（※2021年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金も対象です。）

Q

わかりました。これからの傷病手当金について、そのように対応したいと思います。

【改正前】2021年12月まで

⇒支給開始から1年6か月を超えない期間まで支給（1年6か月後同じ疾病が生じた場合は不支給）



支給開始から1年6か月以降は不支給

【改正後】2022年1月から

⇒支給期間を通算して1年6か月の期間まで支給（延長される期限の限度はない）



通算1年6か月

支給開始から通算1年6か月まで支給

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで!

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

1月: 7日(金)、14日(金)、21日(金)、28日(金)

2月: 4日(金)、18日(金)、25日(金)

各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

